

早期退職募集に係る募集実施要項

平成28年7月1日

外務大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法第8条の2第1項第1号）を行う。

1. 募集の対象

以下の条件を全て満たすもの。（注1）

- (1) 応募時点で、外務省内部部局、外務省研修所及び在外公館に所属する職員
- (2) 応募時点で、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の指定職俸給表もしくは行政職（一）俸給表の適用を受ける職員
- (3) 応募時点で勤続期間20年以上の職員
- (4) 平成28年4月1日時点で、満48歳以上の職員

2. 募集人数

3名

3. 募集の期間（約1ヶ月間）

平成28年8月1日（月）午前10時から

平成28年9月1日（木）午前10時まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

4. 退職すべき期日

平成28年9月1日（木）から平成28年10月31日（月）までの期間

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5. 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式1「早期退職希望者の募集に係る申請書」）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、以下6. 応募受付及び相談先宛のオープン LAN の電子メールにて提出する。提出は必ず以下6. のメールアドレスに送付する。それ以外のメールアドレスやクローズド LAN 及び紙媒体では受け付けない。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

